

# 令和2年分 給与所得者の保険料控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の 名称(氏名)		
	給与の支払者の 法人番号	※この申告書の提出を受けた給与の支払者(個人を除きます。)が記載してください。	(フリガナ) あなたの氏名
税務署長	給与の支払者の 所在地(住所)		あなたの住所 又は 居所



保険会社等の 名称	保険等の 種類	保険期間 又は年金支払 期間	保険等の 契約者の氏名	保険金等の受取人		新・旧 の区 分	あなたが本年中に支払った 保険料等の金額(分配を受け た剰余金等の控除後の金額)	給与の 支払者の 確認	
				氏名	あなたとの 続柄				
一般の 生命保 険料						新・旧	(a) 円		
						新・旧	(a)		
						新・旧	(a)		
						新・旧	(a)		
	(a)のうち新保険料 等の金額の合計額	A	円	Aの金額を下 の計算式Ⅰ(新保 険料等用)に当 てはめて計算し た金額	①	(最高40,000円)	円	計(①+②) ③	(最高40,000円)
(a)のうち旧保険料 等の金額の合計額	B	円	Bの金額を下 の計算式Ⅱ(旧保 険料等用)に当 てはめて計算し た金額	②	(最高50,000円)	円	②と③のい ずれか大き い金額	④	
						新・旧	(a) 円		
						新・旧	(a)		
						新・旧	(a)		
(a)の金額の合計額		C	円	Cの金額を下 の計算式Ⅰ(新保 険料等用)に当 てはめて計算し た金額			⑦	(最高40,000円)	
介 護 医 療 保 険 料						新・旧	(a) 円		
						新・旧	(a)		
						新・旧	(a)		
							新・旧	(a)	
							新・旧	(a)	
個 人 年 金 保 険 料						新・旧	(a) 円		
						新・旧	(a)		
						新・旧	(a)		
	(a)のうち新保険料 等の金額の合計額	D	円	Dの金額を下 の計算式Ⅰ(新保 険料等用)に当 てはめて計算し た金額	④	(最高40,000円)	円	計(④+⑤) ⑥	(最高40,000円)
	(a)のうち旧保険料 等の金額の合計額	E	円	Eの金額を下 の計算式Ⅱ(旧保 険料等用)に当 てはめて計算し た金額	⑤	(最高50,000円)	円	⑤と⑥のい ずれか大き い金額	⑧
計算式Ⅰ(新保険料等用)※				計算式Ⅱ(旧保険料等用)※				生命保険料控除額 計(⑦+⑧+⑨) (最高120,000円)	
A、C又はDの金額		控除額の計算式		B又はEの金額		控除額の計算式			
20,000円以下		A、C又はDの全額		25,000円以下		B又はEの全額			
20,001円から40,000円まで		(A、C又はD)×1/2+10,000円		25,001円から50,000円まで		(B又はE)×1/2+12,500円			
40,001円から80,000円まで		(A、C又はD)×1/4+20,000円		50,001円から100,000円まで		(B又はE)×1/4+25,000円			
80,001円以上		一律に40,000円		100,001円以上		一律に50,000円			

保険会社等の 名称	保険等の 種類(目的)	保 険 期 間	保 険 約 者 の 氏 名	地震保険料 又は旧長期 損害保険料 区分	あなたが本年中に支払った 保険料等のうち、左欄の区分 に係る金額(分配を受けた剰 余金等の控除後の金額)	給与の 支払者の 確認
				地震 ・ 旧長期	(A) 円	
				地震 ・ 旧長期		
④のうち地震保険料の金額の合計額					⑤	円
④のうち旧長期損害保険料の金額の合計額					⑥	円
地震保険料 控除額					$\left[ \begin{array}{l} \text{⑤の金額} \\ \text{金額} \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{l} \text{⑥の金額} \\ \text{⑥の金額が} \\ \text{10,000円を} \\ \text{超える場合は、} \\ \text{⑥} \times 1/2 + 5,000 \text{円} \end{array} \right] \times \text{※}$	
					(最高50,000円)	

社会保険 の種類	保険料支払先 の名称	保険料を負担することになっている人 氏名	あなたが本年中に支 払った保険料の金額
			円
合計(控除額)			円

種 類	あなたが本年中に支 払った掛金の金額
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	円
確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金	
確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金	
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	
合計(控除額)	円

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

○ 控除の対象となる保険料の範囲等と添付書類について

	控除の対象となる保険料の範囲等	添付書類														
生命保険料	<p>生命保険料控除の対象となる生命保険料とは、一定の生命保険契約等（年金を給付する定めのあるものを含みます。）、あるいは疾病若しくは身体の傷害により入院して医療費を支払ったことなどに基因して保険金が支払われる一定の保険契約に基づき、あなたが本年中に支払った保険料や掛金をいいます。</p> <p>なお、控除の対象となる保険料や掛金は、保険契約等の内容や契約締結日などによって次のように区分されますから、生命保険会社等が発行した証明書類などによって、控除の対象となるものかどうかと各保険料の区分を確認し、保険料の区分ごとに所定の欄に記入してください。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">契約締結日</th> </tr> <tr> <th>平成23年12月31日以前（旧保険料等）</th> <th>平成24年1月1日以後（新保険料等）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般の生命保険料</td> <td>旧生命保険料</td> <td>新生命保険料</td> </tr> <tr> <td>介護医療保険料</td> <td>-</td> <td>介護医療保険料</td> </tr> <tr> <td>個人年金保険料</td> <td>旧個人年金保険料</td> <td>新個人年金保険料</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 生命保険料控除額は、「一般の生命保険料」と「介護医療保険料」、「個人年金保険料」を区分し、それぞれ表面の計算式に基づき算出した各控除額を合計した金額（最高 120,000 円）となります。</p> <p>2 「一般の生命保険料」と「個人年金保険料」について、「新・旧の区分」欄の記載に当たっては、新保険料等か旧保険料等かに応じて、いずれか一方を○で囲んでください。</p> <p>3 「一般の生命保険料」又は「介護医療保険料」の対象となる保険契約等は、その契約等に基づく保険金等の受取人の全てをあなた又はあなたの配偶者その他の親族とするものに限りませす。</p> <p>また、「個人年金保険料」の対象となる保険契約等は、その契約に基づく年金の受取人をあなた又はあなたの配偶者が生存している場合には、そのいずれかとするものに限りませす。</p>		契約締結日		平成23年12月31日以前（旧保険料等）	平成24年1月1日以後（新保険料等）	一般の生命保険料	旧生命保険料	新生命保険料	介護医療保険料	-	介護医療保険料	個人年金保険料	旧個人年金保険料	新個人年金保険料	<p><b>生命保険会社等が発行した証明書類</b></p> <p>なお、一般の生命保険料のうち旧生命保険料にあっては、契約の保険料（分配を受けた剰余金、割戻金を差し引いた残額）が 9,000 円を超えるものについて、また、旧生命保険料以外の保険料にあっては金額の多少にかかわらず全てのものについて必要です。</p> <p>また、勤務先を対象とする団体特約により払い込んだ生命保険料については、この申告書に記載した「あなたが本年中に支払った保険料等の金額」、「保険金等の受取人」などに誤りがないことについて、勤務先の代表者又はその代理人の確認を受けたときは、証明書類を添付する必要はありません。</p> <p>※ 保険料控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により給与の支払者に提供する場合には、この保険料控除申告書に添付すべき証明書類の提出又は提示に代えて、その証明書類に記載されるべき事項を保険料控除申告書に記載すべき事項と併せて電磁的方法により給与の支払者に提供することができます。</p>
	契約締結日															
	平成23年12月31日以前（旧保険料等）	平成24年1月1日以後（新保険料等）														
一般の生命保険料	旧生命保険料	新生命保険料														
介護医療保険料	-	介護医療保険料														
個人年金保険料	旧個人年金保険料	新個人年金保険料														
地震保険料	<p>地震保険料控除の対象となる地震保険料とは、あなた又はあなたと生計を一にする親族の家屋で常時その居住の用に供しているものや、これらの人の生活に通常必要な家財を保険又は共済の目的とし、かつ、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による損害（以下「地震等損害」といいます。）によりこれらの資産について生じた損失の額を填補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に基づき、あなたが本年中に支払った保険料や掛金のうち地震等損害部分の保険料や掛金（以下「地震保険料」といいます。）をいいます。</p> <p>また、平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険契約等（注 1）に基づいてあなたが本年中に支払った保険料や掛金（以下「旧長期損害保険料」といいます。）については、地震保険料控除の対象とすることができます。</p> <p>ただし、一つの損害保険契約等が、地震等損害により保険金や共済金が支払われる損害保険契約等と長期損害保険契約等のいずれの契約区分にも該当する場合には、選択によりいずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、地震保険料控除の控除額を計算します。</p> <p>なお、控除対象となる地震保険料の金額又は旧長期損害保険料の金額については、損害保険会社等が発行した証明書類などによって確認してください。</p>	<p><b>損害保険会社等が発行した証明書類</b></p> <p>なお、保険料の金額の多少にかかわらず全てのものについて必要です。</p> <p>また、団体特約により損害保険料を払い込んだ場合の取扱いは、生命保険料と同様です。</p> <p>※ 保険料控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により給与の支払者に提供する場合には、この保険料控除申告書に添付すべき証明書類の提出又は提示に代えて、その証明書類に記載されるべき事項を保険料控除申告書に記載すべき事項と併せて電磁的方法により給与の支払者に提供することができます。</p>														

	控除の対象となる保険料の範囲等	添付書類
地震保険料等	<p>(注) 1 平成18年度の税制改正前の所得税法第77条第1項に規定する損害保険契約等のうち、保険期間又は共済期間の満了後に満期返戻金を支払う旨の特約のある契約等でこれらの期間が10年以上のものであり、かつ、平成19年1月1日以後に契約の変更をしていないものに限るものとし、その契約等の保険期間又は共済期間の始期が平成19年1月1日以後であるものを除きます。</p> <p>2 「地震保険料又は旧長期損害保険料の区分」欄の記載に当たっては、地震保険料か旧長期損害保険料かに応じて、いずれか一方を○で囲んでください。</p>	
社会保険料	<p>あなた又はあなたと生計を一にする親族が負担することになっている次のような保険料で、あなたが本年中に支払ったものが控除の対象となります。</p> <p>① 国民健康保険の保険料や国民健康保険税</p> <p>② 健康保険、厚生年金保険や船員保険の保険料（任意継続被保険者の負担すべき分を含みます。）</p> <p>③ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による保険料（後期高齢者医療制度の保険料）</p> <p>④ 介護保険法の規定による介護保険の保険料</p> <p>⑤ 国民年金の保険料や国民年金基金の加入員として負担する掛金</p> <p>⑥ 農業者年金の保険料や雇用保険の労働保険料など</p> <p>(注) 1 給与から差し引かれた社会保険料は、改めてこの申告書によって申告するまでもなく控除の対象とされますから、記載する必要はありません。</p> <p>2 記載に当たっては、未払のものや1年超の前納（法令の規定に基づく一定の前納を除きます。）のものを含まないかご確認ください。</p>	<p>左記⑤の保険料又は掛金については、厚生労働省又は各国民年金基金が発行した証明書類</p> <p>⑤以外については、証明書類を添付する必要はありません。</p>
小規模企業共済等掛金	<p>あなたが本年中に支払った次に掲げる掛金が控除の対象となります。</p> <p>① 独立行政法人中小企業基盤整備機構と締結した共済契約（旧第2種共済契約を除きます。）に基づく掛金</p> <p>② 確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金</p> <p>③ 確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金</p> <p>④ 地方公共団体が条例の規定により精神又は身体に障害がある者に関して実施する心身障害者扶養共済制度で一定の要件に該当する契約に基づく掛金</p> <p>(注) 給与から差し引かれた小規模企業共済等掛金は、改めてこの申告書によって申告するまでもなく控除の対象とされますから、記載する必要はありません。</p>	<p>独立行政法人中小企業基盤整備機構や国民年金基金連合会、地方公共団体が発行した証明書類</p> <p>なお、掛金の金額の多少にかかわらず全てのものについて必要です。</p>